

亀の川を考える会規約（案）

（名称）

第 1 条 この会の名称を「亀の川を考える会」（以下、考える会という。）とする。

（目的）

第 2 条 考える会は、河川管理者が二級河川亀の川水系河川整備計画（変更）の案を作成するにあたり、関係住民の意見等を聴取することを目的とし設置する。

（構成）

第 3 条 考える会は、亀の川水系及び周辺地域に精通した委員で構成し、委員は海草振興局建設部長が任命する。

（任期）

第 4 条 第 3 条にあげる委員の任期は、同水系の河川整備計画（変更）が策定されるまでとする。

（事務局）

第 5 条 考える会の事務局は、和歌山県県土整備部河川下水道局河川課及び海草振興局建設部、海草振興局建設部海南工事事務所に置くものとする。

（情報公開）

第 6 条 1. 考える会は、原則、公開とする。
2. 事務局は、考える会の開催後、考える会の資料及び議事概要について、公表するものとする。

（意見のとりまとめ）

第 7 条 事務局は、考える会での意見を取りまとめ、河川整備計画（変更）の案の作成に必要な措置を講ずるものとする。

（その他）

第 8 条 この規約に定めるもののほか、考える会の運営に必要な事項は、考える会で定めるものとする。

（附則）

本規約は、令和 6 年 月 日から施行する。